

しず おか し しょう しゃ きょう せい けい かく
静岡市障がい者共生のまちづくり計画

れい わ ねん ど
令和6～12年度

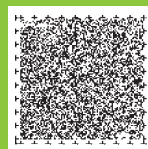
しょう う お そう ご そんな ささ あ
障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、
ち いき あん しん じ ぶん く
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる
きょうせい じつ げん
「共生のまち」の実現

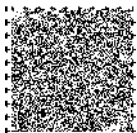


だいめい か ちょう さく しゃ いいおかひであき
題名：花鳥 作者：飯岡秀昭

しず おか し
静岡市

れい わ ねん がつ
令和6年3月





はじめに

この度、本市における障がい福祉施策の基本的な考え方や障害福祉サービス等の見込み量及びそれを確保するための取組などを示すものとして、「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和6～12年度）」を策定しました。



これまで、本市では、地域共生社会の実現に向け、「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和3～5年度）」に基づき、障がい当事者及びその支援者等の皆様との協働を通じ、発達障がい児の早期発見・早期支援や医療的ケア児等への支援体制強化等、本市ならではの優れた取組を強化しつつ、障がい福祉施策の推進を図ってまいりました。

本市において、障害者手帳の交付者数は年々増加しています。また、障害者手帳の取得には至らないグレーゾーンの方もいらっしゃいます。加えて、医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加や障害者総合支援法の対象となる難病等の追加などにより、福祉的な支援が必要な方は、これからも増加していくことが予想されるところです。

こうした状況において、障がいのある市民の皆さんが安心して生活していくためには、中長期的な未来を見据えて、障がい福祉施策に取り組んでいく必要があります。

令和6年4月より施行される改正障害者差別解消法、改正障害者総合支援法等にも対応しながら、福祉の更なる充実を図ってまいります。

本計画においては、「障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生のまち』の実現」を基本理念として掲げ、障がいのある人の生活を支援するとともに、障がいのある方自身も支え手側に回りやすくなるよう、各種取組を進めます。

そして、それらの取組を事業ごとに個別に評価するほか、計画の柱として設定した8つの大分野に連なる指標を用いた評価を実施することにより、障がい福祉施策の進捗状況の把握を行うとともに、計画の一層の推進に取り組みます。

結びに、本計画の策定にあたり専門的な知見や経験からの御意見をいただきました静岡市障害者施策推進協議会及び静岡市障害者自立支援協議会の委員の皆様、静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定等懇話会及びVoice of しずおか市民討議会への参加、パブリックコメント等により貴重な御意見をいただきました関係団体、市民の皆様、心より御礼申し上げます。

令和6年3月

静岡市長 難波 喬 司



目次

第1章 計画策定に係る基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	国の動向	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の対象	5
5	計画の期間	5

第2章 静岡市の障がい福祉施策等の状況

1	障害者手帳交付者数等の状況	6
2	前計画における成果目標の達成状況	13
3	本市障がい福祉施策に係る課題等	14

第3章 静岡市の目指す方向性

1	計画の全体図	16
2	基本理念	18
3	基本的視点	19
4	施策の体系	20
5	本計画を効果測定する指標の設定	22

第4章 分野別の施策について

1	権利擁護・理解促進	32
2	地域生活支援	42
3	医療・保健	69
4	生活環境	74
5	安全・安心	82
6	子ども	87
7	雇用・就労	100
8	文化活動・市民生活	110
○	社会福祉施設等施設整備補助金の活用による整備の推進について	119

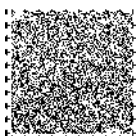
第5章 計画の推進

1	PDCAサイクルによる計画の推進	120
2	障がい福祉施策に関係する会議体	121
3	SDGsの推進	122

障害福祉サービス等掲載ページ早見表

サービス等の種類	ページ
計画相談支援	49
障害児相談支援	49
施設入所支援	54
地域移行支援	54
地域定着支援	55
自立生活援助	55
居宅介護	57
重度訪問介護	57
生活介護	58
自立訓練（機能訓練）	58
自立訓練（生活訓練）	59
短期入所（福祉型）	59
短期入所（医療型）	60
療養介護	70

共同生活援助	75
共同生活援助（日中サービス支援型）	75
同行援護	77
行動援護	77
児童発達支援	88
放課後等デイサービス	88
保育所等訪問支援	89
居宅訪問型児童発達支援	89
福祉型障害児入所支援	89
医療型障害児入所支援	90
就労選択支援	101
就労移行支援	101
就労定着支援	102
就労継続支援A型	106
就労継続支援B型	106



第1章 計画策定に係る基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、本市の障がい福祉施策について、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、定期的に見直しを行っています。

静岡市では、以下の3つの計画を一体的に策定しています。なお、前計画期間までは、すべての計画の期間を統一していましたが、本市のマスタープランにあたる静岡市総合計画との一層の整合を図っていくため、それぞれの計画が相互に密接に関連する考えはそのままに、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の計画期間は国の指針に基づく3年間としつつ、計画期間に関する定めのない市町村障害者計画の計画期間を総合計画と合わせた令和12年度末までの7年間とすることとしました。

①市町村障害者計画

…自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定めるもの

②市町村障害福祉計画

…障害福祉サービスや地域生活支援事業などが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの

③市町村障害児福祉計画

…障がい児のためのサービスが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの

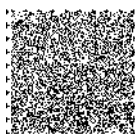
国においては、令和3年夏に開催された東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承や令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法を踏まえた障害者基本計画（第5次）の策定、こども家庭庁の設置、障害者総合支援法の改正等、障がい児・者への支援の更なる充実が図られています。

こういった国の動向も踏まえながら、令和5年から開始となった第4次静岡市総合計画により定める方針を踏まえ、本市においても障がいのある人の支援体制を拡充すべく、本計画を策定します。

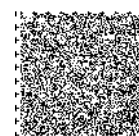


2 くに どのこう 国の動向

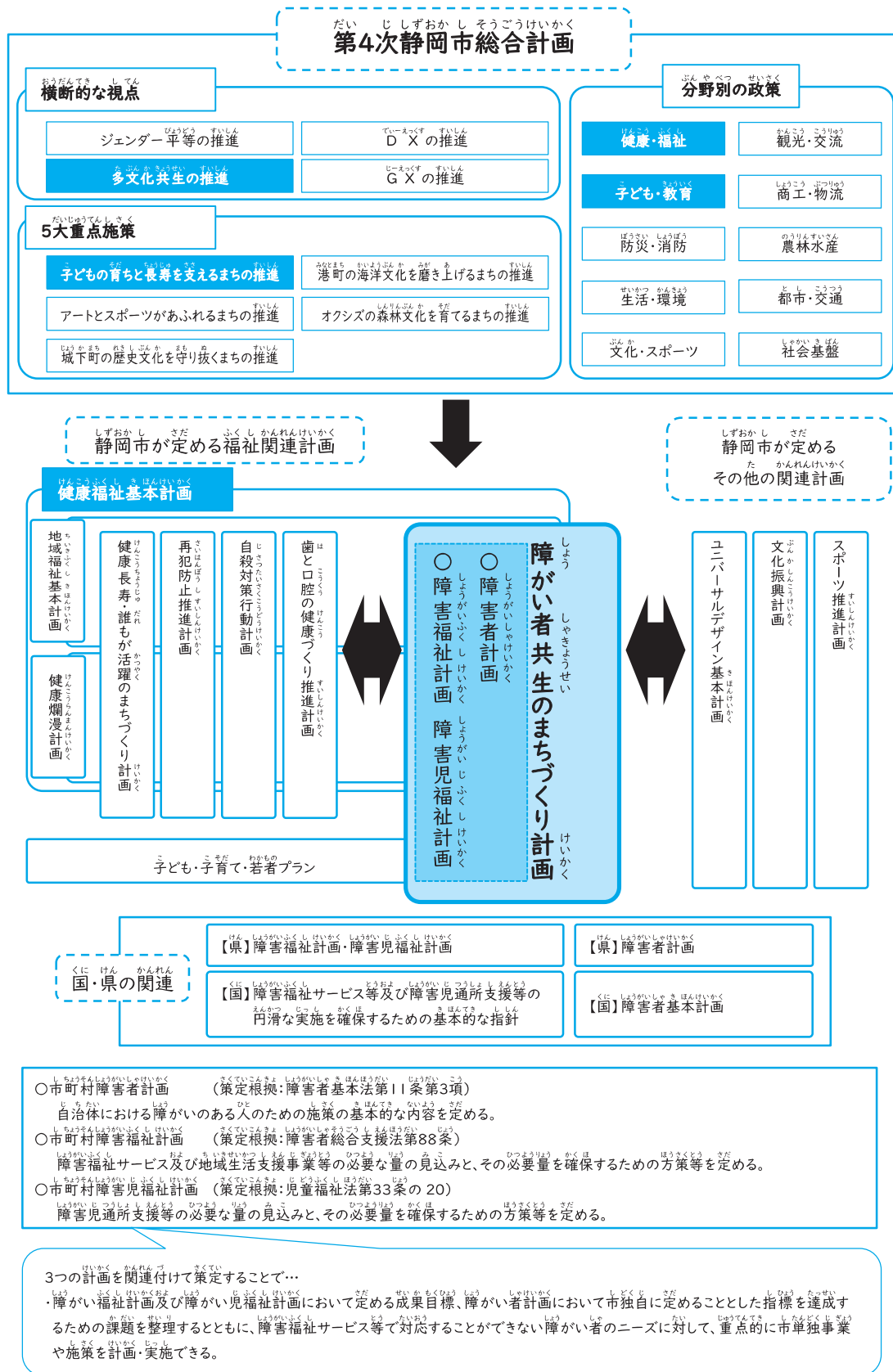
ねん 度 年度	きんねん くに どのこう はいけい とう 近年の国の動向、背景 等
へいせい 平成23	しょうがいしゃ きほんほう かいせい 障害者基本法 改正 しょうがいしゃけん り じょうやく ひ じゅん む じょうやく しゅ し はんえい ・ 障害者権利条約への批准に向けて、条約の趣旨を反映
へいせい 平成24	しょうがいしゃぎゃくたいぼう し しょう し こう 障害者虐待防止法 施行 しょうがいしゃ ぎゃくたい きん し ぎゃくたい つうほう ぎ お ぎゃくたい う しょう しゃ たい ほ ぎ ・ 障がい者への虐待の禁止、虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、自立の支援、養護者に対する支援措置、自治体の役割等について規定
へいせい 平成26	しょうがいしゃけん り じょうやく ひ じゅん 障害者権利条約 批准 - しょうがいしゃ きほんほうかいせい かくほうれい せい び へ ひ じゅん ・ 障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 - すべ しょうがいしゃ じんけんおよ きほんてき じ ゆう かんぜん ひょうどう きょうゆう そくしん ・ 「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、ほ ぎ およ かくほ なら しょうがいしゃ こゆう そんげん そんちやう そくしん もくてき 保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的
へいせい 平成28	しょうがいしゃ さべつかいしょうほう し こう 障害者差別解消法 施行 - しょうがいしゃ たい ふ とう さ べつてきとりあつか およ ごう り てきはいりょ ふ ていきやう さ べつ い ち ・ 障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別として位置づけ、ぎょうせい き かんおよ みんかん じぎょうしゃ せき お めい き さ べつ かいしょう 行政機関及び民間事業者の責務について明記するとともに、差別を解消するための支援措置等について規定 - しょうがいしゃ たい さ べつ かん そうだん じれい ふ しょう り ゆう さ べつかい ・ 障がい者に対する差別に関する相談の事例を踏まえた障がいを理由とする差別解消のための取組を、効果的・円滑に行うこと等を目的とした「しょうがいしゃ さ べつかいしょう し 援地域協議会」の組織について規定 - えん ち いききやう ぎ かい そ し き きてい ・ 雇用分野における障がいを理由とする差別については、かいせいしょうがいしゃ こやうそくしんほう きてい 改正障害者雇用促進法に規定 - こやうぶん や しょう り ゆう さ べつ ・ ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定 「わ こと まる ち いききやうせいしゃかいじつげんほん ぶ せつ ち 我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 設置
ち いき じゆみん やくわり も ささ あ じぶん かつやく ち いき 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ を育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」 の実現を目指していく。	
へいせい 平成30	しょうがいしゃ ぶん かげいじゅかつどう すいしん かん ほうりつ し こう 障害者における文化芸術活動の推進に関する法律 施行 - しょうがいしゃ こせい のうりよく はっ き およ しゃかいさん か そくしん きてい ・ 障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進について規定 しゃかいじつげんすいしんほう し こう ユニバーサル社会実現推進法 施行 - しゃかい じつげん お しょうしきく そうごうてき いったいてき すいしん もくてき ・ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とし て成立



年度	近年の国の動向、背景等
令和元	読書バリアフリー法 施行 障がい者の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として成立
令和2	改正障害者雇用促進法 施行 - 障がい者の活躍の場の拡大について規定 - 国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等について規定
令和3	改正社会福祉法 施行 - 地域共生社会の実現を目指すための事業のひとつとして、複合的な課題を持つ家族をサポートするための体制を構築する「重層的支援体制整備事業」について規定 医療的ケア児支援法 施行 - 医療技術の進歩に伴い増加している医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てる社会を実現することを目的として成立
令和4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行 全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するため、情報の取得利用・意思疎通に関して、障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること等を基本理念として成立
令和5	こども家庭庁設置法 施行 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」において、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔としてこども家庭庁を創設
令和6	改正障害者総合支援法等 施行 - 障がい者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進等について規定 - 精神障がい者の意思を尊重し、人権擁護をより進めるとともに、支援の充実を図るものとして規定 改正障害者差別解消法 施行 - 努力義務としていた、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供を義務化



3 計画の位置づけ



4 計画の対象

- この計画の対象は、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、
 支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とします。
- この計画において「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、
 難病その他の心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活ま
 たは社会生活に相当な制限を受ける状態にある人であり、障害者手帳を所持している人に限定さ
 れません。

さまざまな「障がい」

子ども（障がい児）

大人（障がい者）

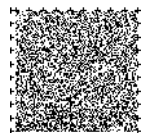
身体障がい (身体障害者福祉法) 手・足を思うように動かせない 見えない 聞こえない うまく発声できない 内臓の働きが弱い など	知的障がい (知的障害者福祉法) 18歳までに起こった知的発達の遅れ のために社会生活に適応する能力に 制限がある状態	精神障がい (精神保健福祉法) 統合失調症 気分障がい(うつ病、躁うつ病等) 依存症(アルコール、薬物、ギャンブル等) てんかん など
強度行動障がい 直接的な他害(噛みつき・頭突き等)や間接的な他害(睡眠の乱れ・同一性の保持等)自傷行為等が通常 考えられない頻度・形式で出現している状態		
高次脳機能障がい けがや病気によって脳に損傷を負うことで発生する記憶力や注意力、身体機能などの様々な障がい		
難病等 (難病法、 障害者総合支援法) 原因が分からない 治療法が未だない	重症心身障がい 身体障がい1・2級かつ知的障がい重度(A) 医療的ケアが必要な障がい(医療的ケア児支援法) 人工呼吸器、たんの吸引 人工的水分栄養補給、(胃ろう、経管栄養) など	発達障がい (発達障害者支援法) 自閉症スペクトラム 学習障がい(LD) 注意欠如・多動性障がい(ADHD) など ※ 知的障がいを伴う場合がある

★複数の障がいがある人や、障がいのある人と障がいのない人のほだまで悩みを抱えている人もいます。

5 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和6年度から令和12年度までの7年間とします(障がい福祉計画・障
 がい児福祉計画は3年後に国の指針に合わせて見直しを行います)。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
静岡市 障がい者計画													
静岡市 障がい福祉計画													
静岡市 障がい児福祉計画													~R14
静岡市 総合計画													
内閣府 障害者基本計画												~R14	
厚生労働省等 基本的な指針												~R14	
静岡県 障害者計画												~R15	
静岡県 障害福祉計画・障害児福祉計画												~R14	

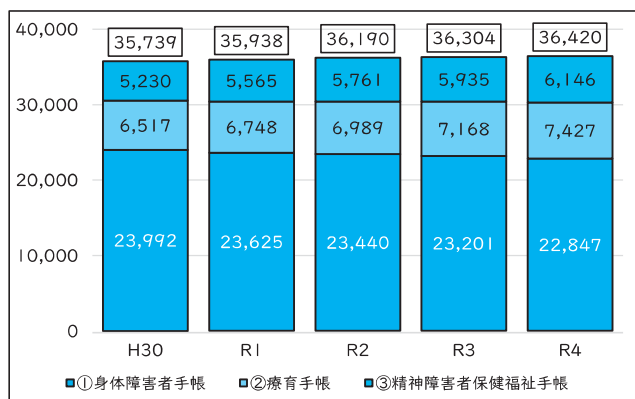


第2章 静岡市の障がい福祉施策等の状況

1 障害者手帳交付者数等の状況

(1) 障害者手帳交付者数の推移

- 障害者手帳交付者数は増加しており、令和4年度末時点で市内に36,420人います。(静岡市の人口680,913人(住民基本台帳人口)のうち5.3%です。)
- 身体障害者手帳の交付者は減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加しています。



平成30年度の交付者数からの増減割合

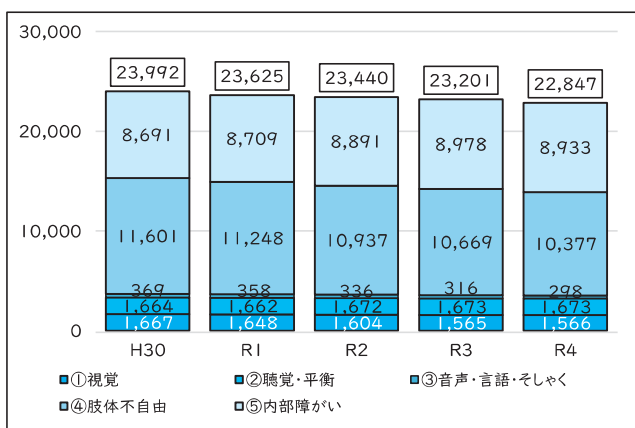
	R 1	R 2	R 3	R 4
①	98.5%	97.7%	96.7%	95.2%
②	103.5%	107.2%	110.0%	114.0%
③	106.4%	110.2%	113.5%	117.5%
計	100.6%	101.3%	101.6%	101.9%

- ①身体障害者手帳
- ②療育手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳

(2) 身体障害者手帳交付者の状況

- 肢体不自由による手帳交付者が約半数を占めており、次いで内部障がいによる交付者が多くなっています。
- 肢体不自由による交付者は減少傾向に、内部障がいによる交付者は増加傾向にあります。
- 年齢別では、65歳以上の交付者が7割以上です。

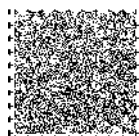
【部別別】



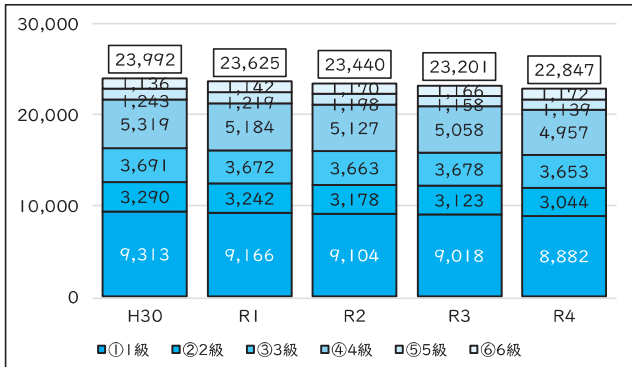
平成30年度の交付者数からの増減割合

	R 1	R 2	R 3	R 4
①	98.9%	96.2%	93.9%	93.9%
②	99.9%	100.5%	100.5%	100.5%
③	97.0%	91.1%	85.6%	80.8%
④	97.0%	94.3%	92.0%	89.4%
⑤	100.2%	102.3%	103.3%	102.8%
計	98.5%	97.7%	96.7%	95.2%

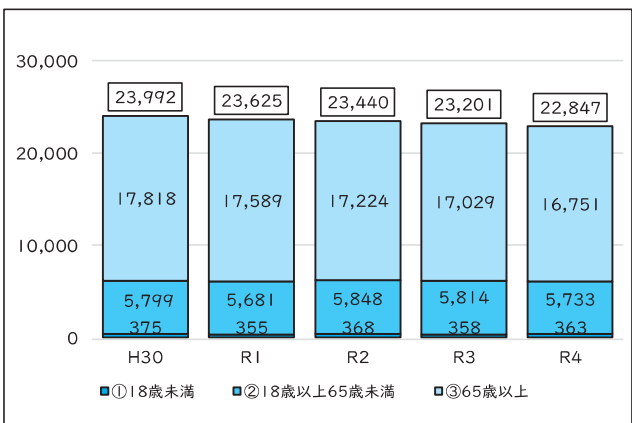
- ①視覚
- ②聴覚・平衡
- ③音声・言語・そしゃく
- ④肢体不自由
- ⑤内部障がい



どうきゅうべつ
【等級別】



ねんれいべつ
【年齢別】



へいせい ねん ど こう ふ しゃすう ぞうげんわりあい
平成30年度の交付者数からの増減割合

	R 1	R 2	R 3	R 4
①	98.4%	97.8%	96.8%	95.4%
②	98.5%	96.6%	94.9%	92.5%
③	99.5%	99.2%	99.6%	99.0%
④	97.5%	96.4%	95.1%	93.2%
⑤	98.1%	96.4%	93.2%	91.6%
⑥	100.5%	103.0%	102.6%	103.2%
けい 計	98.5%	97.7%	96.7%	95.2%

①1級 ②2級 ③3級 ④4級 ⑤5級 ⑥6級

へいせい ねん ど こう ふ しゃすう ぞうげんわりあい
平成30年度の交付者数からの増減割合

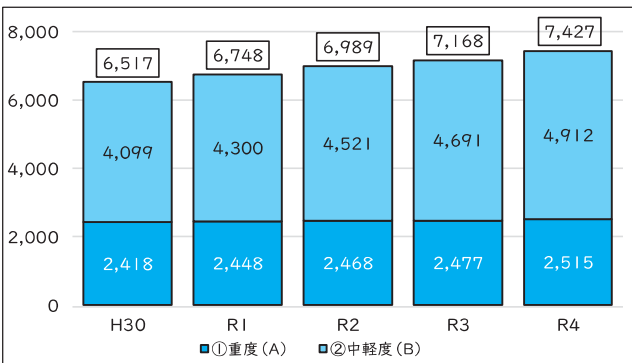
	R 1	R 2	R 3	R 4
①	94.7%	98.1%	95.5%	96.8%
②	98.0%	100.8%	100.3%	98.9%
③	98.7%	96.7%	95.6%	94.0%
けい 計	98.5%	97.7%	96.7%	95.2%

①18歳未満 ②18歳以上65歳未満 ③65歳以上

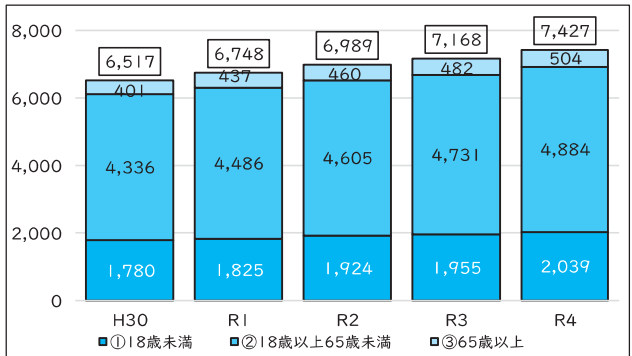
(3) 療育手帳交付者の状況

- 重度、中軽度ともに手帳交付者が増加しています。
- 手帳交付者の約3割は18歳未満です。

どうきゅうべつ
【等級別】



ねんれいべつ
【年齢別】



へいせい ねん ど こう ふ しゃすう ぞうげんわりあい
平成30年度の交付者数からの増減割合

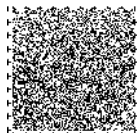
	R 1	R 2	R 3	R 4
①	101.2%	102.1%	102.4%	104.0%
②	104.9%	110.3%	114.4%	119.8%
けい 計	103.5%	107.2%	110.0%	114.0%

①重度(A) ②中軽度(B)

へいせい ねん ど こう ふ しゃすう ぞうげんわりあい
平成30年度の交付者数からの増減割合

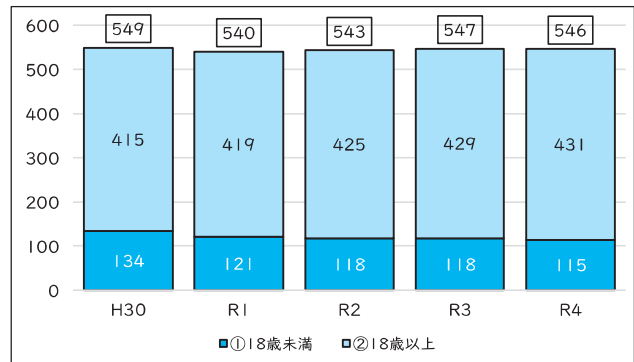
	R 1	R 2	R 3	R 4
①	102.5%	108.1%	109.8%	114.6%
②	103.5%	106.2%	109.1%	112.6%
③	109.0%	114.7%	120.2%	125.7%
けい 計	103.5%	107.2%	110.0%	114.0%

①18歳未満 ②18歳以上65歳未満
③65歳以上



(4) 重症心身障がい児者の状況

○ 市内には重症心身障がい児者が約550人程度おり、18歳未満は減少傾向にあります。



平成30年度からの増減割合

	R 1	R 2	R 3	R 4
①	90.3%	88.1%	88.1%	85.8%
②	101.0%	102.4%	103.4%	103.9%
計	98.4%	98.9%	99.6%	99.5%

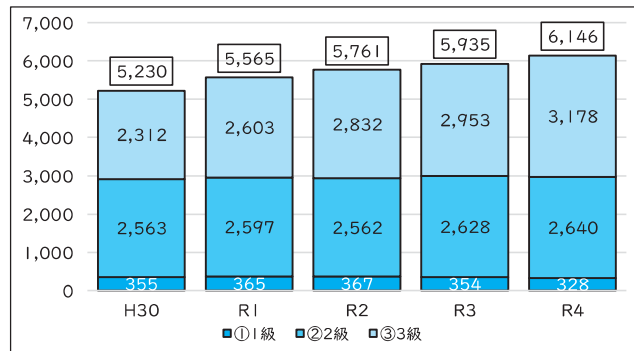
①18歳未満 ②18歳以上

※ 「重症心身障がい児者」とは、身体障がいのうち肢体不自由の1級又は2級の手帳と、重度（A）の療育手帳の両方を交付されている人です。

(5) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

- 1級の交付者は減少傾向、2級は横ばい、3級は増加傾向にあります。
- 精神通院医療費助成受給者は手帳交付者の約2倍で、手帳の交付を受けなくとも精神的な疾患により支援を必要としている人は多いことが分かります。

【等級別】



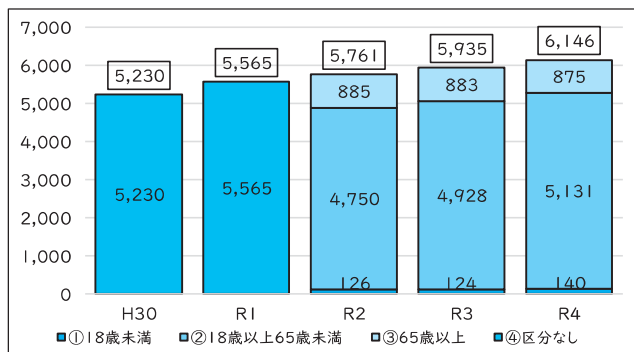
平成30年度の交付者数からの増減割合

	R 1	R 2	R 3	R 4
①	102.8%	100.5%	96.5%	92.7%
②	101.3%	98.7%	102.6%	100.5%
③	112.6%	108.8%	104.3%	107.6%
計	106.4%	103.5%	103.0%	103.6%

①1級 ②2級 ③3級

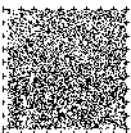
【年齢別】

※平成30年度、令和元年度は年齢別の集計を行っていません
令和2年度の交付者数からの増減割合

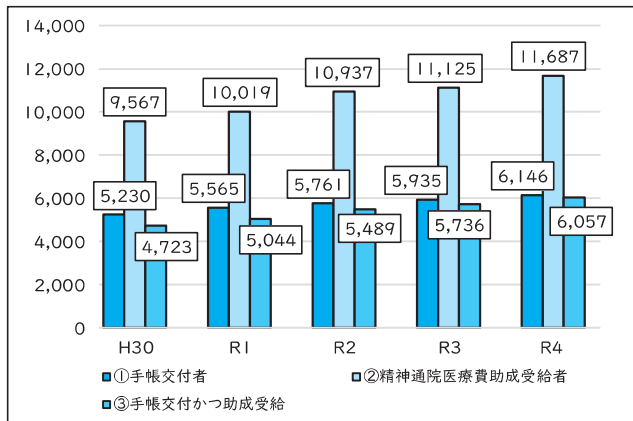


	R 3	R 4
①	98.4%	111.1%
②	103.7%	108.0%
③	99.8%	98.9%
計	103.0%	106.7%

①18歳未満
②18歳以上65歳未満
③65歳以上



【精神通院医療費助成受給者数との関係】



平成30年度からの増減割合

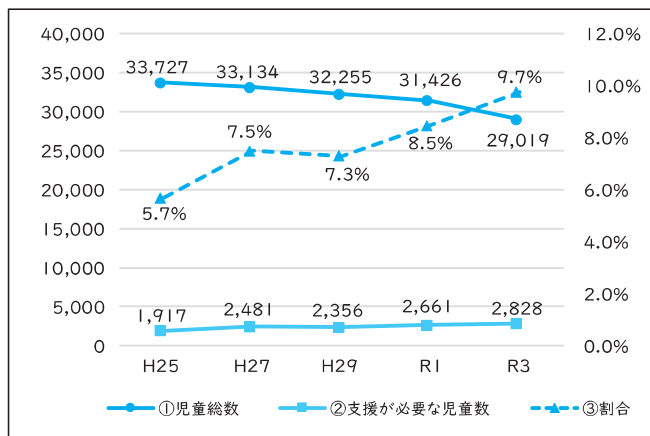
	R 1	R 2	R 3	R 4
①	106.4%	110.2%	113.5%	117.5%
②	104.7%	114.3%	116.3%	122.2%
③	106.8%	116.2%	121.4%	128.2%

①手帳交付者 ②精神通院医療費助成受給者
③手帳交付かつ助成受給

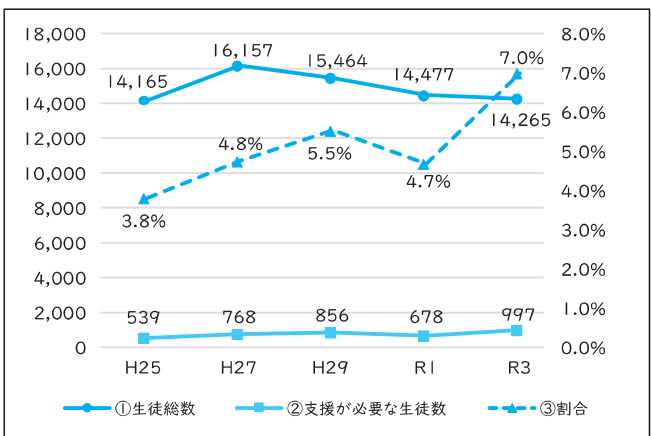
(6) 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況

○ 市内の児童生徒数は、小学校、中学校のいずれにおいても減少していますが、支援が必要な児童・生徒数は増加傾向にあります。

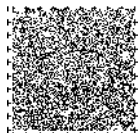
【小学校】



【中学校】



※ 「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」では、「話す・聞く・読む・書く」等の学習面や、対人関係等の生活面に困難があると、学級担任等に判断された児童生徒数を把握しています。

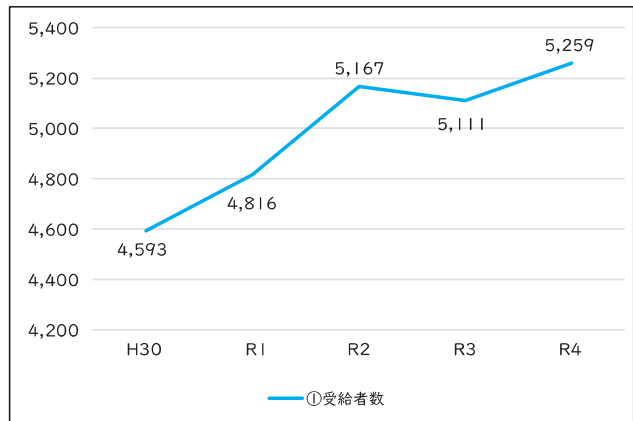


(7) 特定医療（指定難病）受給者の状況

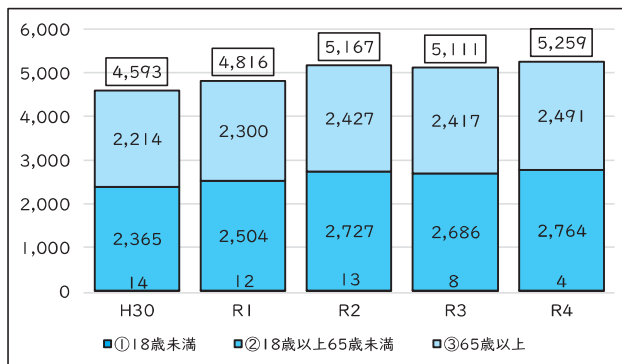
- 障害者総合支援法の対象となる難病等は、令和6年4月1日から対象となるものが369種類に拡大されます。障害者総合支援法が独自に対象としているものも29種類あります。
- 特定医療（指定難病）の受給者数で見ると、市内の難病患者は増加傾向にあります。
- 年齢別で見ると、18歳以上が9割以上を占めています。
- 難病の種類別にみると、潰瘍性大腸炎及びパーキンソン病で全体の4分の1程度を占めています。【障害者総合支援法の対象となる難病等】 【特定医療（指定難病）受給者数の推移】

難病等

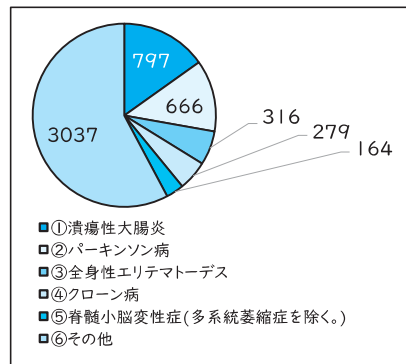
障害者総合支援法の対象となる疾病
369種類（独自29種類）
指定難病341種類



【年齢別】

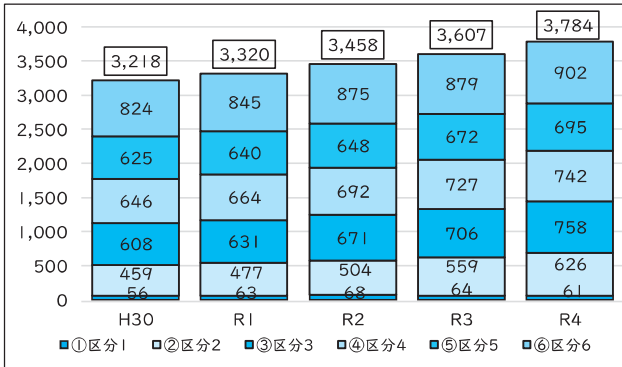


【難病の種類別（令和4年度）】



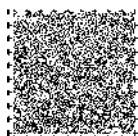
(8) 障害支援区分認定者数

- どの区分においても、認定者の数は増加傾向にあります。平成30年度からの増減割合



	R 1	R 2	R 3	R 4
①	112.5%	121.4%	114.3%	108.9%
②	103.9%	109.8%	121.8%	136.4%
③	103.8%	110.4%	116.1%	124.7%
④	102.8%	107.1%	112.5%	114.9%
⑤	102.4%	103.7%	107.5%	111.2%
⑥	102.5%	106.2%	106.7%	109.5%
計	103.2%	107.5%	112.1%	117.6%

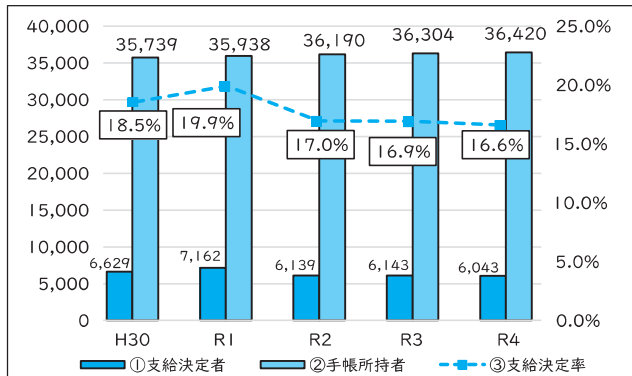
①区分1 ②区分2 ③区分3
④区分4 ⑤区分5 ⑥区分6



(9) 障害福祉サービスの利用状況

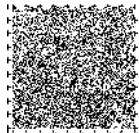
- 手帳交付者数に対する障害福祉サービスの利用者数の割合は2割弱となっています。
- 保育所等訪問支援、共同生活援助、児童発達支援、就労定着支援の利用者の増加が際立っています。

【支給決定者数の推移】



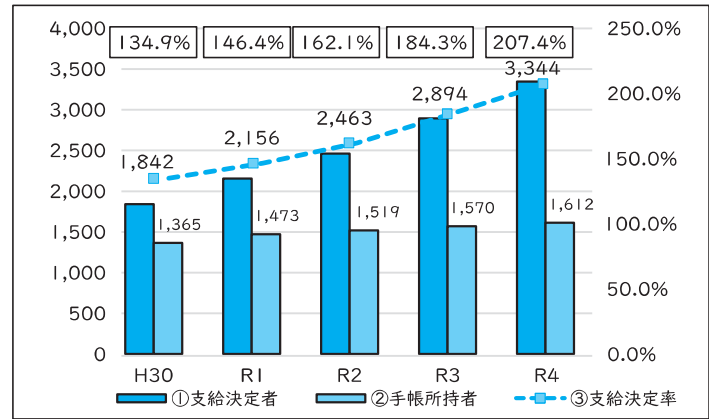
【サービス別の支給決定者数の推移】

	H30	R1	R2	R3	R4
居宅介護	1,223	1,234	1,295	1,320	1,319
重度訪問介護	55	60	61	62	59
行動援護	18	12	10	13	12
同行援護	201	202	208	201	220
生活介護	1,459	1,498	1,546	1,573	1,596
自立訓練（機能訓練）	19	26	19	30	36
自立訓練（生活訓練）	47	42	30	57	63
宿泊型自立訓練	0	1	0	0	0
自立生活援助	0	0	10	1	2
就労移行支援	198	206	208	177	186
就労継続支援A型	520	535	571	587	645
就労継続支援B型	1,400	1,565	1,689	1,854	2,048
就労定着支援	52	75	86	94	104
短期入所	1,509	1,511	1,470	1,439	1,441
療養介護	107	108	109	109	104
共同生活援助	334	379	451	600	781
施設入所支援	586	581	559	551	547
地域移行支援	0	2	0	0	1
地域定着支援	7	6	6	5	4
児童発達支援	375	439	517	623	772
放課後等デイサービス	1,465	1,715	1,941	2,268	2,530
保育所等訪問支援	9	19	53	121	228
障害児入所支援	14	14	14	16	15



(10) 障がい児の状況

○ 障害児通所サービスを利用している児童のうち、手帳の交付を受けずにサービスを利用している児童は増加傾向にあり、令和4年度には約半数となりました。サービスの認知度の向上や早期発見の取組などにより、手帳の交付を受けずにサービスを利用する児童が増えてきていることがわかります。

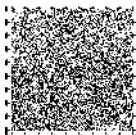


(11) 医療的ケアを必要とする人の状況

【医療的ケア児のうち人工呼吸器の装着が必要な人数について】
○ 市内には、人工呼吸器を使用している特に重度の医療的ケアを必要とする人が、30人程度います。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
18歳未満 (小児慢性特定疾患受給者)	13	14	13	14	15
18歳以上 (特定医療費（指定難病）支給受給者)	15	14	22	22	20
合 計	28	28	35	36	35

※制度を利用していない対象者は含まれていません。

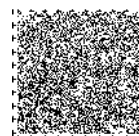


2 前計画における成果目標の達成状況

国の指針に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る令和3年度から令和5年度までの3年間における目標を下表のとおり定め、取り組みました。

項目	目標値	令和4年度実績
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行		
(1) 入所施設から地域での生活に移行する人数	25人	14人
(2) 入所施設を利用する人の減少数	10人減	33人減
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
(1) 入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	81.0%
(2) 入院後6か月以内に退院できる人の割合	86%	85.1%
(3) 入院後1年以内に退院できる人の割合	92%	97.2%
(4) 精神科病床における1年以上長期入院者数	65歳未満160人 65歳以上193人	65歳未満186人 65歳以上234人
【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	332日
【成果目標3】地域生活支援拠点等の整備		
(1) 拠点の整備箇所数	整備済み	整備済み
(2) 運用状況の検証・検討	年2回	年2回
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等		
(1) 就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	150人	93人
(2) 就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	111人	62人
(3) 就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	24人	19人
(4) 就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	15人	10人
(5) 就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人の割合	70%	31.2%
(6) 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	最終年度のみ測定
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等		
(1)-1 児童発達支援センターの箇所数	3箇所	2箇所
(1)-2 保育所等訪問支援の実施箇所数	3箇所	17箇所
(2) 主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数	7箇所	6箇所
(3) 主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数	6箇所	9箇所
(4)-1 医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置	設置済み	設置済み
(4)-2 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 ※	20人	23人
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等		
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保	確保済み
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築		
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	体制構築	構築済み

※要医療児者支援体制加算対象者を指し、市が独自に配置する2人を含みません。



3 本市障がい福祉施策に係る課題等

「前計画における成果目標の達成状況」及び令和4年度に実施した「静岡市障がい福祉に関するアンケート調査（詳細は後述のとおりです。以下、「アンケート調査」といいます。）」の結果等に基づき、本市における課題を以下のとおり整理しました。

【成果目標1関係】福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設を利用する人の減少数は目標を上回る一方、入所施設から地域での生活に移行する人数は、目標を下回る見込みです。「地域生活への移行」は入所施設を退所して、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等に移行することを指しており、それ以外の理由（入院や介護移行等）により、入所施設の利用者が減っていると考えられます。

本計画の策定に先立って障害者支援施設への調査を行ったところ、65歳以上の方が約25%であること、障害支援区分5又は6の方が90%以上であることが分かりました。高齢の方や、必要とする支援の度合いが高い方でも安心して地域での生活を選択肢として検討することができるよう、サービスの充実等が求められます。また、アンケート調査の回答者のうち施設入所支援の利用者は48名おり、「地域で生活するために必要だと思う」として、半数の24名が「いつでも何でも相談できる場所や人」を挙げました。地域における相談体制の一層の周知等に取り組む必要があります。

【成果目標2関係】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

早期退院に関する目標は達成の見込みですが、現に長期入院されている方の減少数は目標に達しない見込みです。

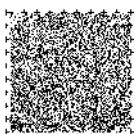
令和元年度からの新型コロナウイルス感染症感染拡大により、長期入院者の退院に向けた医療機関への働きかけを中止していたことが原因のひとつとして考えられるため、ポストコロナにおいて取組を再開することにより、目標の達成に近づく見込みです。また、ニューロングステイ（新たな長期入院者）の防止に向けて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に、引き続き取り組んでいく必要があります。

【成果目標4関係】福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行、一般就労後の定着ともに、目標値に達しない見込みです。

移行者数が伸び悩んでいる原因としては、企業と一般就労を希望する者のマッチングの困難さがあります。マッチングが困難となる理由は様々ですが、一般就労先の少なさや業種の偏り、また、利用者本人の適性とは異なる方向への就労を本人が希望していること等が考えられます。

就労移行支援事業所間での情報交換による就労移行支援事業所のスキルアップ、就労を希望する方への一般就労先に係る情報の提供、令和5年度より開始した「障がい者就労アセスメントモデル事業」により市内事業所のアセスメント能力の一層の向上を図るなど、本人の希望等を踏まえながら、一般就労を促進する取組を推進する必要があります。



【成果目標5 関係】障害児支援の提供体制の整備等

主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数について、目標を達成できない見込みです。しかしながら、令和5年度に医療型児童発達支援センターが開設したことに伴い、市内の支援提供体制の向上が見込まれます。

また、医療的ケア児等への支援について、現状では市が独自に配置するコーディネーターが中心となっており対応していますが、増加傾向にある医療的ケア児等への支援を持続可能なものとするため、成果目標として設定している、要医療児者支援体制加算対象者である医療的ケア児等コーディネーターも活用した支援体制の構築を進めていく必要があります。

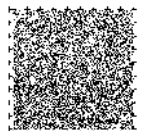
※静岡市障がい福祉に関するアンケート調査

調査期間：令和4年11月18日（金）～令和4年12月26日（月）

調査対象：市内にお住まいの障がいのある人5,000人、障がいのない18歳以上の人3,000人

有効回収：障がいのある人2,231票（44.6%）、障がいのない人1,181票（39.4%）

調査結果：静岡市公式ホームページにおいて公表（二次元コードより御確認ください）



第3章 静岡市の目指す方向性

I 「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和6～12年度）」の全体図

国の動向

障害者基本計画（令和5年3月14日）における各分野に共通する横断的視点
 (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
 (2) 共生社会の実現に資する取組の推進
 (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
 (5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
 (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

基本的な指針（令和5年5月19日）における基本理念（令和5年5月19日）
 ※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保する
 ための基本的な指針
 (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
 (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
 (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
 (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
 (6) 障害福祉人材の確保・定着
 (7) 障害者の社会参加を支える取組定着

1. 第4次静岡市総合計画における障がい福祉施策の方向性…

①「障がいの有無にかかわらず、権利や意思を尊重できる市民意識の醸成」、②「障がいのある方の社会参加の促進」、③「多様なニーズに対応した地域生活の支援」を障がい福祉施策の柱とし、令和12年における「地域における共生が進んでいると思う市民の割合（※）」を30%とすることを目標としています。
 ※令和4年度は、障がいのある人：14.3% 障がいのない人：13.9% でした。

2. 前計画の成果目標達成状況から…

- ・入所施設から地域への移行、精神病床における長期入院者の減少
 地域での生活に向けての不安を払しょくするため、身近な相談先に関する一層の周知等が求められます。
- ・福祉施設から一般就労への移行等
 一般就労を希望する者と企業のマッチング等により、本人の希望に応じた働き方を支援する必要があります。

3. 市民アンケート結果から…

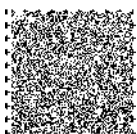
- ・障がいを理由に差別を受けたり、いやな思いなどをしている人の割合は、平成28年度の27.5%、令和元年度の27.4%に対して、23.4%と減少しました。しかしながら、障害者差別解消法を知っている人の割合は、障がいのある人・障がいのない人ともに約20%に留まっています。
- ・今の職場・働き方が自分に合っていると思う障がいのある人の割合は、64.4%でした。手帳の種別で比較すると、療育手帳所持者が最も高く77.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が最も低く53.1%となりました。
- ・スポーツを1週間に1日以上している16歳以上の障がいのある人は、11.8%でした。誰もが楽しむことができるスポーツの推進等に向け、障がいの有無にかかわらずにスポーツに興味をもつためのきっかけづくりを検討していくことが求められます。

4. 関係団体への調査結果等から…

（障がいに関係のある団体へ書面による調査や、懇話会の開催による意見聴取を行いました。）

- ・障がいに関する理解促進や啓発が十分ではない
- ・8050問題や親亡き後への支援
- ・入所施設とグループホームの連携
- ・令和4年の台風15号を踏まえた災害対策 等

本市の課題



基本理念

障がいのあるにかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現

基本的視点

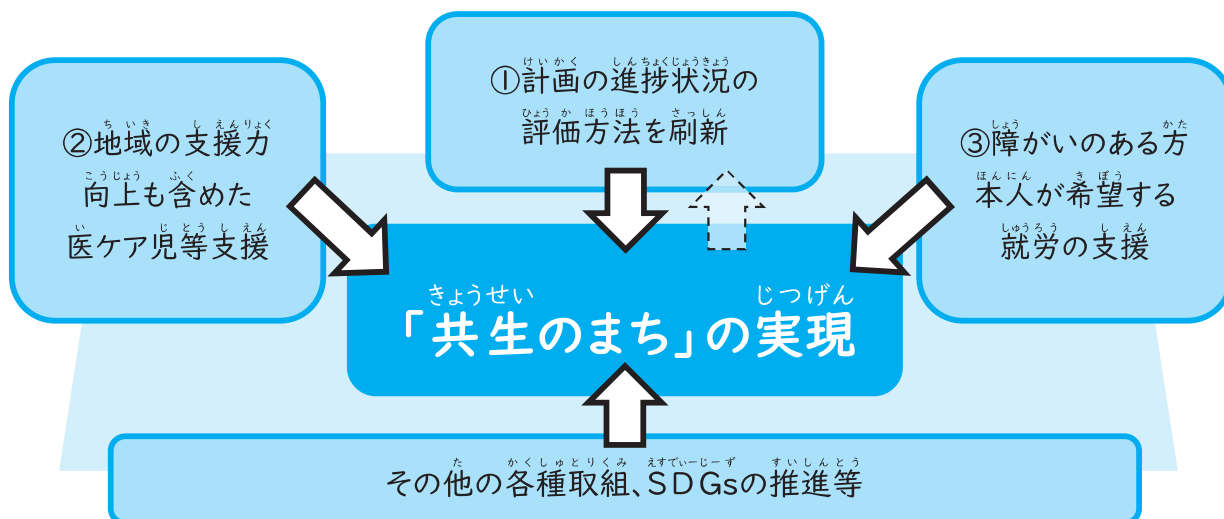
- (1) 障がいのあるにかかわらず権利や意思を等しく尊重し、合理的配慮が受けられるようにすること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること

施策の体系

8つの大分野を設定し、施策を進めていきます。

1 権利擁護・理解促進 ～認め合う・守る～	2 地域生活支援 ～支え合う・つなぐ～	3 医療・保健 ～健康を保つ～	4 生活環境 ～暮らす～
5 安全・安心 ～備える～	6 子ども ～育てる・学ぶ～	7 雇用・就労 ～働く～	8 文化活動・市民生活 ～楽しむ・参加する～

ポイント① PDCAサイクルを強化するための指標設定
前計画までは「個別事業」及び「障がい福祉計画・障がい児福祉計画により定める成果目標」のみで計画の進捗管理を行っていましたが、本計画の施策の体系を踏まえた市独自の評価指標を追加することで、適切な進捗管理を行います。



計画のポイント

ポイント② 地域と連携した支援体制構築
医療的ケア児等への支援に関して、令和5年度より、地域の支援力向上を図り、今後ますますニーズが増大することが見込まれる分野に対する持続可能な支援体制の構築を進めています。医療的ケア児等に限らず、地域と連携した支援体制の強化に取り組んでまいります。

ポイント③ 本人が希望する就労の支援
「アセスメント手法」に重点を置いた障がい者就労に関するモデル事業の結果を踏まえ、就労の支援を推進します。また、法定雇用率の達成、優先調達等の推進等にも引き続き取り組んでまいります。一般就労・福祉的就労問わず、本人が希望する就労の実現により、社会参加につなげてまいります。



2 基本理念

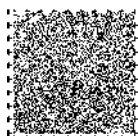
本市の障がい福祉施策における目指す方向性を、「基本理念」として次のとおり定めます。

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現

静岡市は、全ての市民が国籍・民族等により差別的扱いをされず、多様な文化や生活習慣が尊重され、あらゆる場面において互いに助け合い、学び合う社会の実現を目指しています。

また、障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」と規定されており、障がいのある人もない人も相互に尊重するということは、障がい福祉施策における基本的な考え方であるといえます。

障がいのある人が、障がいがあることによって、障がいのない市民と同じように、安心・安全な生活を営んだり、望むように選択、決定、行動したりすることを妨げられることのないよう、必要な支援を充実させるとともに、地域住民の一人として、地域の活動に参加したり、他の地域住民を支える存在として取り組んだりすることができるよう「地域共生社会」を推進することで、「共生のまち」の実現を目指します。



3 基本的視点

- 基本理念に基づき、障がい福祉施策を検討する上での基本的な視点を次の3つのとおり定めます。
- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重し、合理的配慮が受けられるようにすること
- 障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。
- 障がいのある人を差別したり、虐待したり、障がいのある人に対して偏見を持ったりしないことはもちろんですが、障がいのある人の求めに応じて、可能な限りサポートする姿勢も大切です。
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- 障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに、読書環境の整備や、文化芸術等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ、社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。
- (3) 多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること
- 障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや、年齢や性別、環境と障がいとが複合的な原因となることにより、二次的な困り感が生じることもあることから、多機関が連携しながら、多様な施策により、対応していくことが求められます。
- サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。
- また、こうした体制を支える障がい福祉人材の確保に向けた取組を進めていきます。

「利用のしやすさ（アクセシビリティ）」とは 例えば…

- 道や建物、公共サインがバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化されており、障がいのある人も外出しやすい。
- 見えない、聞こえない、難しい言葉遣いは理解しにくい等の障がいに対応した情報提供の方法や媒体が用意されている。
- サービスの利用や支援を真に必要としている人が対象から外れたまにならないよう、制度の見直し等が適切に行われている。 など



4 施策の体系

基本理念

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現

基本的視点

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重し、合理的配慮が受けられるようにすること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること

【大分野】

課題を8つに分類

【小分野】

課題に対する施策の柱

分野別の施策

大分野1 権利擁護 理解促進

- (1) 障がいへの理解を深める活動の促進
- (2) ボランティア・NPO等による協働の促進
- (3) 障がいを理由とする差別の解消
- (4) 意思疎通・意思決定の支援
- (5) 虐待の防止

大分野2 地域生活支援

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 地域移行を推進するための支援
- (3) 日常生活を支援するためのサービスの充実
- (4) 経済的な支援の充実
- (5) 人材の確保と資質の向上
- (6) 将来の生活を考えるための支援

大分野3 医療・保健

- (1) 障がいに配慮した地域医療の提供
- (2) リハビリテーション支援の推進
- (3) 医療費助成の実施

大分野4 生活環境

- (1) 地域における住居の確保
- (2) 外出支援の充実
- (3) まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実

大分野5 安全・安心

- (1) 防災・防犯意識の向上と備えの推進
- (2) 災害時等における支援体制の充実

大分野6 子ども

- (1) 障がいの早期発見・早期支援
- (2) 医療的ケアを必要とする障がい児等の支援
- (3) 学校教育における障がい児の支援

大分野7 雇用・就労

- (1) 就労につなげ、支える支援の充実
- (2) 障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保
- (3) 福祉的就労における工賃向上の支援

大分野8 文化活動 市民生活

- (1) 文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進
- (2) 生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供
- (3) 行政におけるサービスの利用のしやすさの向上



課題解決の基礎となるサービス等で、特に、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」に関連するものです。

- ・障害福祉サービス
- ・障害児通所支援
- ・相談支援
- ・地域生活支援事業 等

法定サービス等では対応することができない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための「市が実施する事業」です

具体的な個別施策

法定サービス等

- 心のバリアフリーイベント
- 手話奉仕員・要約筆記者養成研修講座
- 成年後見制度利用支援事業
- 障害者虐待防止対策支援事業

- 地域生活支援拠点等の機能拡充
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害者相談支援事業
- 施設入所支援
- 強度行動障がい者支援施設等サポート事業

- かかりつけ医等発達障害対応力研修講座
- 療養介護

- 共同生活援助
- 同行援護
- 行動援護
- 移動支援事業
- 重度障害者大学等修学支援費支給事業

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 医療的ケア児等コーディネーター設置事業

- 就労選択支援
- 就労移行支援
- 重度障がい者等就労支援特別事業
- 就労継続支援A型・B型

- スポーツ教室開催事業
- 日中一時支援事業
- 地域活動センター
- 点字・声の広報等の発行

市の事業

- 地域における障がいの理解促進事業
- ボランティアを通じた共生社会教育推進事業
- 障害者差別解消法に基づく相談事業
- 日常生活自立支援事業

- 重層的支援体制整備事業
- 精神障害者家族等相談員相談事業
- 精神科入院者訪問支援事業
- ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業
- 移動支援事業従事者養成講座

- 障がい者歯科保健推進事業
- 地域リハビリテーションの普及啓発事業
- 自立支援医療費の支給
- 特定医療費の支給

- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業
- バリアフリーの情報発信
- ユニバーサルデザインの普及

- 障がい福祉施設の消防訓練の指導及び実施
- 障害者災害時体制強化事業
- 避難行動要支援者避難支援推進事業

- 発達早期支援事業
- 第2子以降障害児児童発達支援等利用者負担額無償化補助金交付事業
- 私立こども園における医療的ケア児の受入

- 障がい者就労アセスメントモデル事業
- 静岡市役所での障がい者雇用
- 障がい者就労施設等からの優先調達の推進

- 文化芸術アウトリーチプログラム
- 全国障害者スポーツ大会への派遣
- ウェブアクセシビリティに配慮した市公式ホームページの提供



5 本計画を効果測定する指標の設定

(1) 計画の評価方法
各年度の評価及び計画期間を総合した評価を、(2) 成果目標、(3) 指標及び計画掲載事業について、下表を基本として、総合的に評価します。なお、(3) 指標のうちアンケート調査により実績の把握をする内容に関しては、各年度ではなく、計画の中間見直しや、次期計画の策定年度等に効果測定を行います。

評価区分	内容	定量的な指標である場合 (例 ●●回)	定性的な指標である場合 (例 実施)
S	期待を上回る成果をあげたもの	105%以上	—
A	期待どおりの成果を達成したもの	90%以上105%未満	おおむね目標を達成しており、取組が有効である場合
B	期待を下回るもの	70%以上90%未満	目標の達成に向けて一層の努力が必要である場合
C	期待を顕著に下回るもの	70%未満	現在の取組では有効性に問題がある場合
—	状況変化等により、事業の実施対象が存在せず、事業を実施できないもの		

※ 達成度合いの計算方法は、当該年度における目標値を算出設定した上で、差分比較法(当該年度の目標値及び実績値からそれぞれ基準値を差し引いた値を比較する方法)又は直接比較法(当該年度の目標値と実績値を直接比較する方法)を用いることを基本とします。計画掲載事業に関しては、直接比較法による評価を原則とします。

【計算式例】

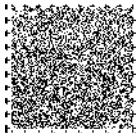
差分比較法:

達成度合い(%) = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100

直接比較法:

達成度合い(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100

※基準値: 計画策定時点における直近の実績を用います



(2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る成果目標の設定
前計画と同様に、国の指針に基づき、令和6年度から令和8年度までにおける目標を下表のとおり定めます。また、サービス毎に見込み量等の活動指標を定めます（別に事業単位で設定）。

項目	基準値	目標値	判定方法
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1) 入所施設から地域での生活に移行する人数	施設入所者	33人	直接
(2) 入所施設を利用する人の減少数	540人(R4)	27人	直接
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
(1) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	332日(R4)	332日	直接
(2) 精神病床入院後3か月以内に退院できる人の割合	81.0%(R4)	79.3%	直接
(3) 精神病床入院後6か月以内に退院できる人の割合	85.1%(R4)	86%	直接
(4) 精神病床入院後1年以内に退院できる人の割合	97.2%(R4)	92%	直接
(5) 精神病床における1年以上長期入院者数	65歳未満186人(R4) 65歳以上234人(R4)	65歳未満186人 65歳以上234人	直接
【成果目標3】地域生活支援の充実			
(1) 地域生活支援拠点の整備	整備済(R4)	整備	定性的
(2) 強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	新規設定	整備	定性的
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等			
(1) 就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	129人(R3)	166人	直接
(2) 就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	84人(R3)	111人	直接
(3) 就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	24人(R3)	31人	直接
(4) 就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	14人(R3)	18人	直接
(5) 就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	25%(R4)	50%	直接
(6) 就労定着支援事業の利用者数	45人(R3)	64人	直接
(7) 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	30%(R4)	30%	直接
【成果目標5】障がい児支援の提供体制の整備等			
(1) 児童発達支援センターの設置	設置済(R4)	設置	定性的
(2) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制構築	拡充	構築	定性的
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済(R4)	確保	定性的
(4) 主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの確保	確保済(R4)	確保	定性的
(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済(R4)	設置	定性的
(6) 医療的ケア児等コーディネーターの配置数 ※	23名(R4)	25名	直接
(7) 障害児入所施設に入所している児童の移行調整に係る協議の場の設置	設置済(R4)	設置	定性的
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等			
基幹相談支援センターの設置	設置済(R4)	設置	定性的
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築			
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	構築済(R4)	構築	定性的

※要医療児者支援体制加算対象者を指し、市が独自に配置する2人を含みません。



○ 成果目標設定の考え方

【成果目標1】

- (1) 国の指針を踏襲し、令和4年度末時点の施設入所者（540人）の6.0%以上となる33人となりました。
- (2) 国の指針を踏襲し、令和4年度末時点の施設入所者（540人）の5.0%以上となる27人となりました。

【成果目標2】

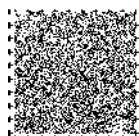
- (1) 国の指針による目標値の325.3日を策定時点で上回っていることから、直近の実績である332日を目標値としました。
- (2) 前計画期間において国の指針による目標値（69%）を大幅に上回っていることから、本市における過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の実績の平均値を目標としました。
- (3)、(4) 前計画期間において国の指針による入院後6か月以内に退院できる人の割合の目標値（86%）、入院後1年以内に退院できる人の割合の目標値（92%）を上回っていること、国の指針を踏襲して設定する本計画期間における目標値が前計画期間の目標値を下回ることから、前計画期間における目標値と同等の数値としました。
- (5) 国の指針による目標値の算出方法変更に伴い、指針を踏襲した65歳未満の1年以上長期入院者数の目標値（193人）、65歳以上の1年以上長期入院者数の目標値（333人）は前計画と比較して大幅に低くなります。令和4年度時点でその数値を達成していることから、計画策定時点（令和4年度末）と同程度の水準を維持することを目標としました。

【成果目標3】

- (1) 国の指針を踏襲し、設定しました。本市においては面的整備により拠点を設置していることから、中核となる1箇所の整備を引き続き目標とします。
- (2) 国の指針を踏襲し、設定しました。関係者での定期的な協議や、市内における強度行動障がいがある者の現状把握・分析による課題の整理を行い、当事者への支援に限らず、家族支援や強度行動障がいの状態の予防といった視点も含め、具体的な取組について検討し、支援体制を整備することを目標とします。

【成果目標4】

- (1) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績（129人）の1.28倍以上となる166人となりました。
- (2) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績（84人）の1.31倍以上となる111人となりました。
- (3) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績（24人）の1.29倍以上となる31人となりました。
- (4) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績（14人）の1.28倍以上となる18人となりました。
- (5) 国の指針を踏襲し、5割を目標値としました。
- (6) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績（45人）の1.41倍以上となる64人となりました。
- (7) 国の指針を踏襲し、2割5分以上である3割を目標値としました。



【成果目標5】

- (1)～(5)、(7)国の指針を踏襲し、設定しました。
- (6)計画策定時点(令和4年度末)の23名を上回る25名を目標値としました。
- ※要医療児者支援体制加算対象者を指し、市が独自に配置する2人を含みません。

【成果目標6】

国の指針を踏襲し、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目標としました。本市は設置済みではありますが、これを維持しつつ、基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化及び協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に向けた活動指標も設定します。

【成果目標7】

国の指針を踏襲し、設定しました。庁内等において各種研修内容の情報共有等を適切に行い、サービス等の全体的な質の向上を図ります。

【判定方法】

具体的な数値の設定を行う成果目標については、直接比較法での評価の判定を行います。成果目標とする数値に関しては、年度による増減の振れ幅が大きく、安定して数値の増加を図ることが困難であることから、基準値を設定したうえでの差分比較法による判定は行いません。

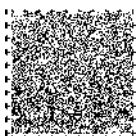
また、定性的な評価を行うこととした体制の整備等に係る目標に関しては、関連するサービス等の実施状況と活動指標の比較等により、総合的に評価を行います。



(3) 計画を効果測定するための指標
 国の指針に基づく成果目標のみでは、本市の計画全体や大分野レベルでは、効果測定をすることができない項目があります。成果目標に市独自の指標を組み合わせることで、計画の効果測定を適切に行っていきます。
 なお、(2) で設定した成果目標は令和8年度末までの目標値である一方、それ以外の指標に関しては令和12年度末の目標値として設定しています。

だいぶん や 大分野	しひょうめい 指標名	さくてい じ 策定時	もくひょう ち 目標値	はんていほうほう 判定方法
けいかくぜんたい 計画全体	ち いき きょうせい すず おも ひと わりあい 地域における共生が進んでいると思う人の割合	●14.3%◆13.9% (R 4 ※2)	●◆30.0%	さぶん 差分
だいぶん や 大分野 1 けん り よう ご 権利擁護 り かい そく しん 理解促進	しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう し おも ひと わりあい 障害者差別解消法を知っている人の割合	●20.7%◆20.2% (R 4 ※2)	●◆40.0%	さぶん 差分
だいぶん や 大分野 2 ち い せい かい かつ し えん 地域生活支援	せい か もくひょう 成果目標 1、2 しゆにんそうだん し えんせんもんいん かず 主任相談支援専門員の数	※ 1		ちやくせつ 直接
だいぶん や 大分野 3 いりょう ほ けん 医療・保健	せい か もくひょう 成果目標 2、5	めい (R 5 見込み※3) 6名	めい 13名	さぶん 差分
だいぶん や 大分野 4 せい かつ かんきょう 生活環境	にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく 日常生活や社会生活を送るうえで、バリアフリー化 やユニバーサルデザイン化が進んだと思う人の割合	●◆39.9% (R 5 ※4)	●◆40.0%	ちやくせつ 直接
だいぶん や 大分野 5 あんぜん あんしん 安全・安心	こ べつ ひ なんけいかく さくせい 個別避難計画の作成	ゆうせんさくせい 優先作成 たいしょうしゃとう 対象者等の けんとう 検討 (R 5)	ゆうせんさくせитайしょうしゃ 優先作成対象者 ぶん けいかくさくせいりつ 分の計画作成率 100% (R 8)	ちやくせつ 直接
だいぶん や 大分野 6 こ ども 子ども	せい か もくひょう 成果目標 5	※ 1		ちやくせつ 直接
	し どりゃくじ はいち いりやうてき じとう 市が独自に配置する医療的ケア児等コーディネーターから ち いき しえんしゃ ひ つ けんすう るいけい 地域の支援者に引き継ぎをした件数 (R 5からの累計)	けん 6 件 (R 5 見込み※3)	けん 24件	さぶん 差分
	し りつしょうちやうがっこう 市立小中学校における医療的ケア児の受入の ためのかんごしはいち たいおうりつ 看護師配置の対応率	99% (R 5 見込み※3)	100%	ちやくせつ 直接
だいぶん や 大分野 7 こやう しやうろう 雇用・就労	せい か もくひょう 成果目標 4	※ 1		ちやくせつ 直接
だいぶん や 大分野 8 ぶん かつどう 文化活動 しみんせい かつ 市民生活	しやうろうけいしょうかいふく し り ようしやうりやうしゃ し 就労系障害福祉サービス利用終了者に占める いっばんしやうろう い こうしや わりあい 一般就労移行者の割合	●31.1% (R 4 ※3)	●40.0%	さぶん 差分
	さいい じやう しやう にち い じやう じつ しりつ 16歳以上の週 1 日以上スポーツ実施率	●11.8% (R 4 ※2)	●40.0%	さぶん 差分
	しやう にち い じやう ぶん か けいじかつどう かんしょうとう ふく 週に 1 日以上、文化芸術活動(鑑賞等を含む) を じっし おも ひと わりあい 実施している人の割合	●45.0% (R 3 ※5)	●50.0%	ちやくせつ 直接

- ：障がいのある人 ◆：障がいのない人
 ※1：「(2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る成果目標の設定」に記載
 ※2：「静岡市障がい福祉に関するアンケート調査」より
 ※3：静岡市調べ
 ※4：内閣府「令和4年度バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査について」より
 ※5：厚生労働省「令和2年度障害者総合福祉推進事業 全国の障害者による文化芸術活動の実態把握に資する基礎調査報告書」より



○ 目標設定の考え方

【計画全体】

市総合計画においても指標として活用している「地域における共生が進んでいると思う人の割合」を、本計画全体の進捗を測る指標として用いることとします。
第4次静岡市総合計画における目標値と統一し、令和12年度における目標を「30%」としました。

【大分野1】

本計画が開始となる令和6年4月1日から、改正障害者差別解消法が施行となりますが、障害者差別解消法を知っている人の割合は約20%に留まっています。法が認知されていないことにより、合理的配慮の提供が受けられないおそれがあることから、本分野の指標として、「障害者差別解消法を知っている人の割合」を設定しました。

目標値の設定に関しては、平成25年の法の公布から令和4年までの10年間の周知率が約20%となっています。改正法の施行に伴い周知率の一層の向上を図る必要があることも踏まえ、令和12年度末時点における目標値を40.0%と設定しています（参考：令和4年度に内閣府が実施した「障害者に関する世論調査」における障害者差別解消法を知っている人の割合は24.0%でした）。

【大分野2】

地域生活に関連するアウトカムに該当する成果目標2つと、サービスの入口でもある相談支援の観点から、市内の主任相談支援専門員の数を設定しています。

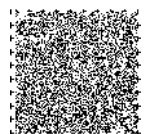
主任相談支援専門員の目標設定にあたっては、本市からの推薦人数の上限が1年に1名であることから、令和5年度末時点に見込まれる人数である6名を基準として、7名増（各年度1名増）の13名を目指すこととしています。

【大分野3】

本計画においては精神科医療との関連が大きいことから、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業に関連する成果目標を指標とします。また、医療的ケア児等に関する内容も含む成果目標5も指標として用います。

【大分野4】

バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が進んでいると思う人の割合を指標とします。計画策定にあたって本市における数値の計測を実施していないため、内閣府が実施した調査の数値を上回ることを目標としています。



【大分野5】

被災時への備えとして、個別避難計画の作成状況を設定します。
当面の作成対象者は、災害時に第三者の支援がなければ避難できない在宅の方のうち、特にリスクの高い方を優先する予定であり、具体的な対象者の属性・人数について検討を進めている段階であることから、目標値は個別避難計画作成者の数とはしていません。

【大分野6】

障がい児への支援体制に係る成果目標に加え、医療的ケア児等への支援に関する市独自の指標を設定します。医療的ケア児等への支援の実施者が市の配置するコーディネーターに偏っており、持続可能な支援体制となっていないといった課題を踏まえ、市が配置するコーディネーターから、要医療児者支援体制加算対象者（県の医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者）を含む地域の支援者へ支援の引き継ぎを行った件数を指標としました。また、市立小中学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒の受入を進めることでインクルーシブ教育の実現を目指すため、医療的ケア児受入のための看護師配置の対応率を指標としました。

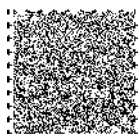
地域の支援者への引き継ぎ件数の具体的な目標値については、引き継ぎを推進する令和5年度・令和6年度の件数を各6件、令和7年度以降も各年度2件程度ずつ進めていくこととし、累計24件としています。なお、令和5年度実施の「市内未就学の医療的ケア児等の調査」、「市立小中学校への聞き取り」により把握した令和5年9月時点における医療的ケア児等の人数は38名です。

市立小中学校における医療的ケア児受入のための看護師配置については、看護師が必要な医療的ケア児に対する看護師配置の対応率を100%としました。これは、令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにすると明記されており、その実現を図るためです。

【大分野7】

障がいのある人の就労に関する成果目標に加え、就労系障害福祉サービス終了者に占める一般就労への移行者の割合を指標としています。

目標値については、令和12年度時点で、過去8年間で最も割合の高かった37.8%（令和元年度）を超える40%としました。



【大分野8】

障がいのある人の文化活動・スポーツに関する指標を用いることとしました。
 静岡市スポーツ推進計画における指標である「16歳以上の週1日以上」のスポーツ実施率の目標値は、国の第3期スポーツ基本計画と等しく70%としています。第3期スポーツ基本計画においては障がいのある人のスポーツ実施率を40%と定めていることから、これらの計画との整合を図り、目標値を40%としました。

また、文化活動の指標としては、令和2年度に厚生労働省が実施した調査において示されている「週に1日以上、文化芸術活動（鑑賞等を含む）を実施している人の割合」を設定しています。当該調査結果の45%を上回る50%を本計画の目標値とします。

【判定方法】

具体的な数値の設定を行う指標のうち、計画策定時点における市の数値を把握できている項目については、差分比較法での評価の判定を行います。市の数値を把握できていない項目等については、直接比較法での判定を行います。

